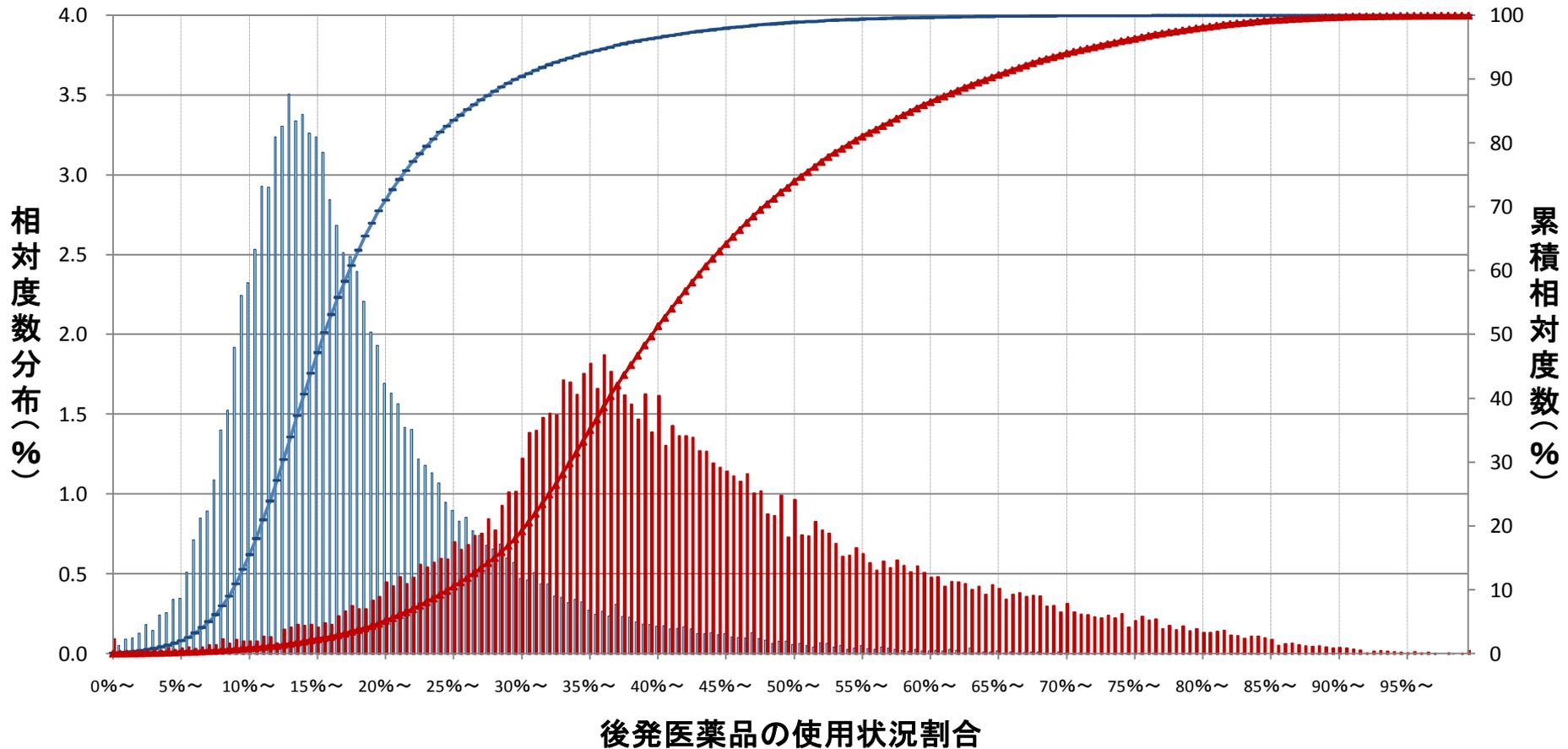


後発医薬品の使用促進のための  
環境整備の骨子(案)  
(参考資料)

# 後発医薬品の使用状況割合別 保険薬局数の分布

■ 後発医薬品割合(数量ベース)

■ 後発医薬品調剤率(処方せんベース)



注1) 審査支払機関による平成21年6月審査分(再審査分等調整前)の調剤報酬明細書のうち、レセプト電算処理システムにより処理された明細書(いわゆる「電子レセプト」)全数を集計対象としたものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

出所: 厚生労働省保険局調査課調べ

# 後発医薬品の使用状況割合別 保険薬局数の分布

	後発医薬品割合(数量ベース)		後発医薬品調剤率(処方せんベース)		
	相対度数(%)	累積相対度数(%) (割合の高い方からの累積)	相対度数(%)	累積相対度数(%) (割合の高い方からの累積)	
後発医薬品の使用状況割合	95%以上	0.0	0.0	0.1	0.1
	90%以上95%未満	0.0	0.0	0.2	0.3
	85%以上90%未満	0.0	0.0	0.6	0.8
	80%以上85%未満	0.0	0.0	1.2	2.0
	75%以上80%未満	0.0	0.0	1.8	3.8
	70%以上75%未満	0.0	0.1	2.4	6.2
	65%以上70%未満	0.1	0.2	3.4	9.7
	60%以上65%未満	0.2	0.4	4.3	14.0
	55%以上60%未満	0.3	0.7	5.5	19.6
	50%以上55%未満	0.5	1.2	7.4	27.0
	45%以上50%未満	1.0	2.2	9.9	36.9
	40%以上45%未満	1.5	3.7	13.3	50.3
	35%以上40%未満	2.4	6.0	16.5	66.7
	30%以上35%未満	4.0	10.1	15.3	82.0
	25%以上30%未満	7.3	17.4	8.1	90.1
	20%以上25%未満	13.3	30.6	5.1	95.2
	15%以上20%未満	25.5	56.1	2.6	97.8
	10%以上15%未満	30.7	86.8	1.3	99.1
	5%以上10%未満	11.5	98.3	0.6	99.7
	0%以上5%未満	1.7	100.0	0.3	100.0
平均値		18.2		42.6	
中央値		16.0		40.1	

注1) 審査支払機関による平成21年6月審査分(再審査分等調整前)の調剤報酬明細書のうち、レセプト電算処理システムにより処理された明細書(いわゆる「電子レセプト」)全数を集計対象としたものである。

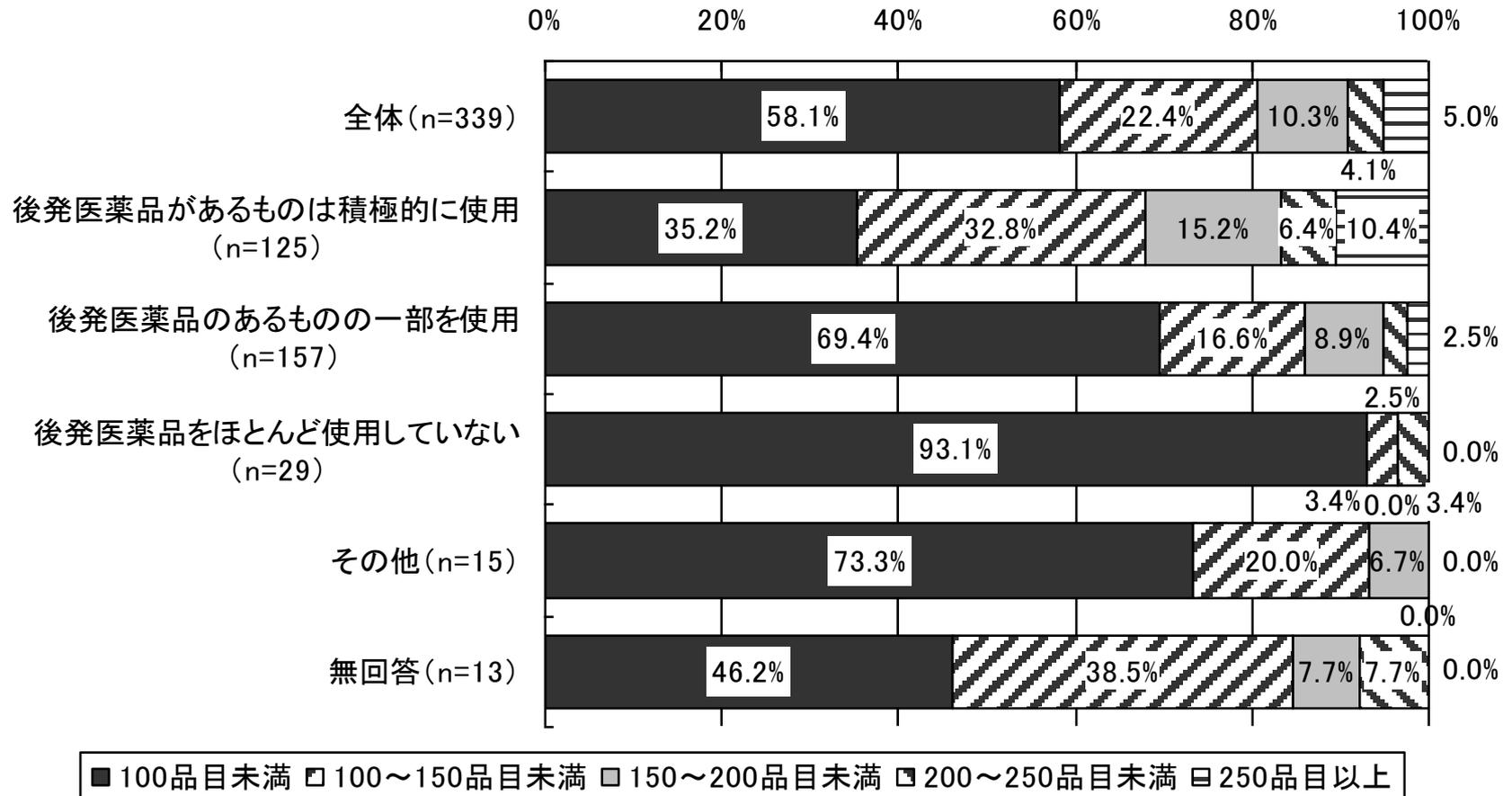
注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

出所: 厚生労働省保険局調査課調べ

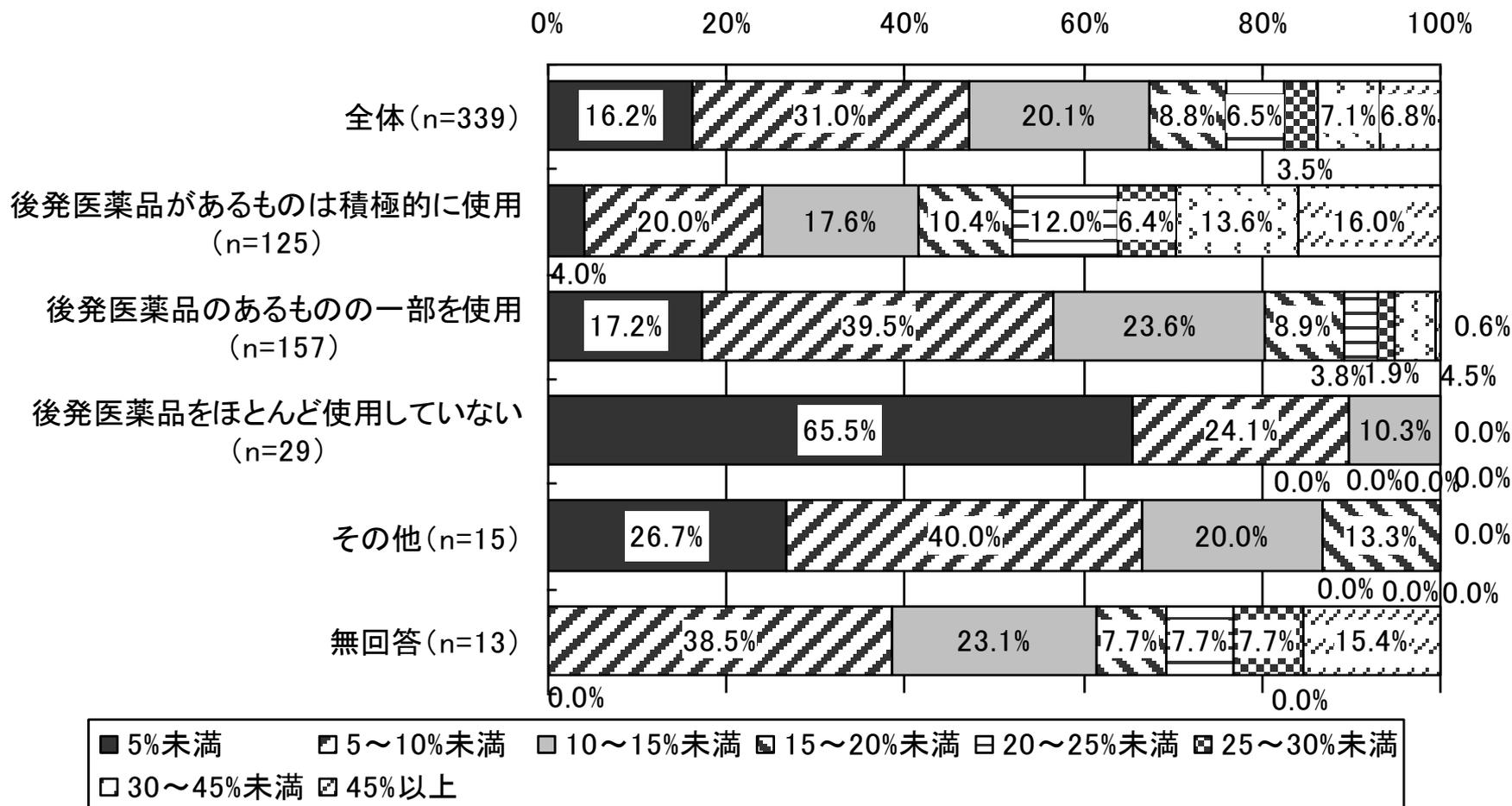
# 入院患者への後発医薬品の積極的使用と備蓄状況(品目数)

図表 79 後発医薬品の備蓄状況  
(入院患者に対する後発医薬品の使用状況別・病院ベース)



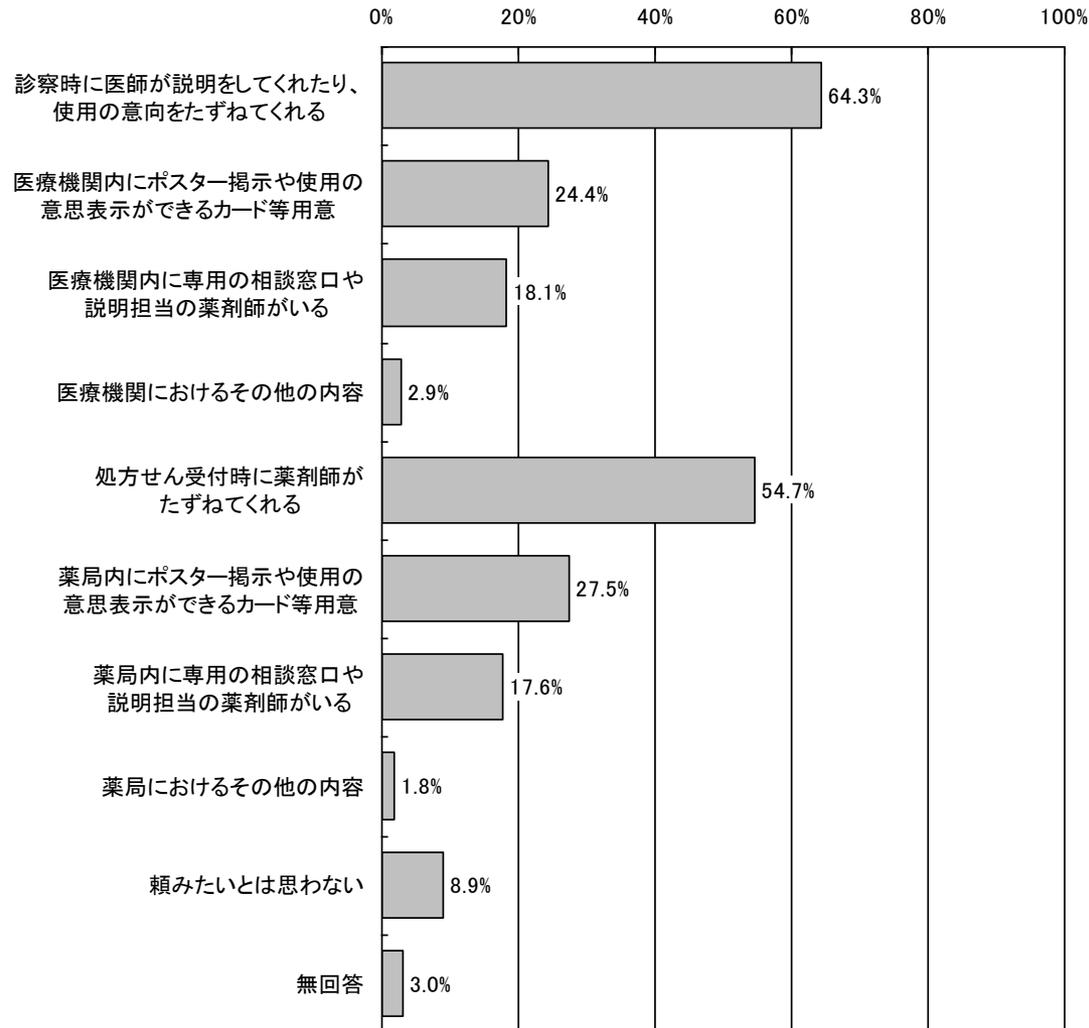
# 入院患者への後発医薬品の積極的使用と備蓄状況(品目割合)

図表 80 医薬品備蓄品目数に占める後発医薬品の備蓄品目数の割合  
(入院患者に対する後発医薬品の使用状況別・病院ベース)



# 後発医薬品の処方や調剤を頼みやすくするために求める対応（患者調査）

図表 147 後発医薬品の処方や調剤を頼みやすくするために求める対応  
（複数回答、n=944）



# 保険医療機関及び保険医療養担当規則における後発医薬品の使用に係る現行規定①

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察(略)

二 投薬

イ～ハ(略)

ニ 投薬を行うに当たっては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。)(以下「後発医薬品」という。)の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ～ト(略)

三 処方せんの交付

イ(略)

ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四 注射

イ(略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ(略)

五～七(略)

## 保険医療機関及び保険医療養担当規則における後発医薬品の使用に係る現行規定②

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察(略)

二 投薬

イ～ハ(略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ～ヘ(略)

三 処方せんの交付

イ(略)

ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四 注射

イ(略)

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ～ホ(略)

五～九(略)

「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」においても、同様の規定がなされている。